

# 各種医療費助成制度のお知らせ

寡婦医療特別給付制度	ひとり親家庭等医療費助成制度	児童医療特別給付制度	乳幼児医療費助成制度
<p>■ 対象者</p> <p>夫と死別または離別し、再婚していない本村に住所がある65歳から69歳までの女性。転入者は、転入後3カ月以上住民基本台帳に登録されているもの</p> <p>■ 助成対象額 医療費の一部負担金が1件につき1,000円を超えた場合の一部負担金の半額を助成</p> <p>■ 年間助成上限額 なし</p> <p>■ 申請期限 診療月の翌月から1年以内（申請月の翌月から支給対象）</p>	<p>■ 対象者</p> <p>保護者…本村に住所がある20歳未満の児童を扶養している父または母</p> <p>子………本村に住所がある18歳到達後の3月31日まで（高校卒業まで）</p> <p>■ 助成対象額 医療費の一部負担金の2/3を補助</p> <p>■ 年間助成上限額 なし</p> <p>■ 申請期限 診療月の翌月から1年以内（申請月の翌月から支給対象）</p>	<p>■ 対象者</p> <p>本村に住所がある小学生、中学生が対象</p> <p>転入の場合は転入の届け出をした日から</p> <p>■ 助成対象額 医療費の一部負担金を補助</p> <p>■ 年間助成上限額 10万円（4月～翌年3月まで）</p> <p>■ 申請期限 診療月の翌月から6カ月以内</p>	<p>■ 対象者</p> <p>本村に住所がある0～6歳まで（就学前）の乳幼児</p> <p>転入の場合は転入の届け出をした日から</p> <p>■ 助成対象額 医療費の一部負担金を補助</p> <p>■ 年間助成上限額 なし</p> <p>■ 申請期限 診療月の翌月から6カ月以内</p>

## 申請時の注意事項

- 申請は、医療機関からの証明書、または領収書を貼付し、所定の申請書に記入してください。
- 支給対象は、保険適用となる医療費（一部負担金）のみです。高額療養費・付加給付金・入院に伴う食事療養費・室料・その他公費負担金・予防接種代・薬の容器代などの「自費負担金」は対象になりません。
- 領収書を貼付する場合は、診療月、医療機関別に申請書に貼付してください。
- （例）1カ月に同病院に3回通院し、同薬局で3回調剤した場合↓病院、薬局それぞれ1枚ずつ申請書を記入し、3回分の領収書を貼付。（別医療機関の場合は、同月分であっても別に申請書を記入して貼付する）
- 領収書の貼付は、1カ月分（同一医療機関）をまとめて貼付。医療費の支払い後に同月分を再申請されても支給されない場合があります。

## 申請に必要なもの

- 申請書は、役場各庁舎窓口に提出できます。
- ※村のホームページからもダウンロードできます。
- 申請は、各医療費制度の期限に従って申請してください。

印かん・通帳・医療費を受給される方の保険証（本年1月1日現在、本村に住所登録がなかった方は、前年度分の所得証明書を提出してください。（前住所地発行）

※「乳幼児医療費助成制度」「ひとり親家庭等医療費助成制度」は、受給者証が交付されます。医療費申請の前に、必ず受給者証の交付申請をしてください。

「児童医療特別給付制度」と「寡婦医療特別給付制度」は、受給者証の代わりに、認定通知書をお送りしています。

## よくある質問

- Q 支給日はいつ？
- A 申請された次の月の第4

木曜日が支給予定日になります。

Q 病院からの現物給付はできないのですか？

A 助成は、償還払い方式（一度医療機関で支払い、その後受給者からの申請により村から助成する方式）となっています。

Q 高額医療費など公費負担金がある場合の手続きは？

A 高額医療費、付加給付費及び他の法令等の規定により公費負担金がある場合は、それを先に申請してください。

Q 保険証や通帳が変わった場合は？

A 役場各庁舎窓口で届け出をしてください。

Q 転出する場合は？

A 転出日までの医療費が対象です。（ひとり親家庭等医療費助成制度は転出された月までが対象）

※転出の際は、受給者証を最寄りの庁舎に返還してください。

## 〈お問い合わせ〉

役場 住民福祉課  
福祉係

TEL(62)9195